第13号の12様式（第15条の６関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（第１面）　　年　　月　　日建築主事　殿申請者氏名　　　　　　　　　　　　 申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第３条（同規則第７条第２項において準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更がありましたので、報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　建築物等の名称 | 　　 |
| ２　建築物等の所在地　　 | 練馬区　　 |
| ３　省エネ適合性判定年月日・番号　　 | 　　 |
| ４　変更の内容 |
| 　□Ａ 省エネ性能が向上する変更　□Ｂ　一定範囲内の省エネ性能が減少する変更　□Ｃ　再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の抜本的な変更を除く。） |
| ５　備考 |
| 　　　　　　 |
| （注意）１　この説明書は、完了検査申請の際に、申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画に軽微な変更があった場合に、完了検査申請書の第３面の別紙として添付してください。２　「４　変更の内容」において、Ａのチェックボックスに「✓」マークを入れた場合は第２面に、Ｂのチェックボックスに「✓」マークを入れた場合は第３面に、必要事項を記入した上で、変更内容を説明するための図書を添付してください。Ｃのチェックボックスに「✓」マークを入れた場合は、軽微変更該当証明書およびその申請に用いた図書を添付してください。 | 受付欄 |
|  |

 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （第２面）[Ａ　省エネ性能が向上する変更]

|  |
| --- |
| ・変更内容 |
| □建築物の高さまたは外周長の減少□外壁、屋根または外気に接する床の面積の減少□空気調和設備等の効率的利用の向上または損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む。）□エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設または増設□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ・上記変更内容についての具体的な変更内容 |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ・添付図書等 |
| 　　　　　　　　　　 |
| （注意）該当する変更内容の全てのチェックボックスに「✓」マークを入れてください。「✓」マークを入れた項目については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

 |
| （第３面）[Ｂ　一定範囲内の省エネ性能が減少する変更]

|  |
| --- |
| ・変更前のＢＥＩ＝（　　　　　　）≦０.９ |
| ・変更となる設備の概要 |
| □ | 空気調和設備変更内容記入欄 | 　　　　　　　　 |
| 　□ | 機械換気設備変更内容記入欄 | 　　　　　　　　 |
| 　□ | 照明設備変更内容記入欄 | 　　　　　　　　 |
| 　□ | 給湯設備変更内容記入欄 | 　　　　　　　　 |
| 　□ | 太陽光発電変更内容記入欄 | 　　　　　　　　 |
| ・添付図書等 |
| □平面図　□立面図　□断面図　□仕様書　□機器表　□仕様シート　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| （注意）該当する変更内容の全てのチェックボックスに「✓」マークを入れてください。「✓」マークを入れた項目については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。 |

 |
| （第３面　別紙）［空気調和設備関係］

|  |
| --- |
| つぎのアまたはイのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」または「性能が向上する変更」である場合 |
| ア　外壁の平均熱貫流率について５％を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について５％を超えない増加 |
| ・外壁の平均熱貫流率について５％を超えない増加の確認 |
| 変更内容　　　□断熱材種類　□断熱材厚み変更する方位　□全方位　□一部方位のみ（方位　　　　　）変更前・変更後の平均熱貫流率変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| ・窓の平均熱貫流率について５％を超えない増加 |
| 変更内容　　　□ガラス種類　□ブラインドの有無変更する方位　□全方位　□一部方位のみ（方位　　　　　）変更前・変更後の平均熱貫流率変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| イ　熱源機器の平均効率について10％を超えない低下 |
| ・平均熱源効率（冷房平均COP） |
| 変更内容　　　□機器の仕様変更　□台数の増減変更前・変更後の平均熱貫流率変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| ・平均熱源効率（暖房平均COP） |
| 変更内容　　　□機器の仕様変更　□台数の増減変更前・変更後の平均熱貫流率変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |

 |
| （第３面　別紙）［機械換気設備関係］

|  |
| --- |
| 評価の対象となる室の用途ごとに、つぎのアまたはイのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合 |
| ア　送風機の電動機出力について10％を超えない増加 |
| 室用途（　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　□台数の増減変更前・変更後の送風機の電動機出力変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| 室用途（　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　□台数の増減変更前・変更後の送風機の電動機出力変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| イ　計算対象床面積について５％を超えない増加（室用途が「駐車場」または「厨房」である場合のみ） |
| 室用途（　駐車場　）変更前・変更後の床面積変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| 室用途（　厨房　）変更前・変更後の床面積変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |

 |
| （第３面　別紙）［照明設備関係］

|  |
| --- |
| 評価の対象となる室の用途ごとに、つぎの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合 |
| 単位面積当たりの照明器具の消費電力について10％を超えない増加 |
| 室用途（　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　□台数の増減変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| 室用途（　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　□台数の増減変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| 室用途（　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　□台数の増減変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| 室用途（　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　□台数の増減変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |

 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （第３面　別紙）［給湯設備関係］

|  |
| --- |
| 評価の対象となる湯の用途ごとに、つぎの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合 |
| 給湯機器の平均効率について10％を超えない低下 |
| 湯の使用用途（　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　□台数の増減変更前・変更後の平均効率変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| 湯の使用用途（　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　□台数の増減変更前・変更後の平均効率変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| 湯の使用用途（　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　□台数の増減変更前・変更後の平均効率変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |
| 湯の使用用途（　　　）変更内容　　　□機器の仕様変更　□台数の増減変更前・変更後の平均効率変更前（　　）　変更後（　　）　増加率（　　）％ |

 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （第３面　別紙）［太陽光発電関係］

|  |
| --- |
| つぎのアまたはイのいずれかの変更に該当し、かつ、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である場合 |
| ア　太陽電池アレイのシステム容量について２％を超えない減少 |
| 変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量変更前　システム容量の合計値（　　　）変更後　システム容量の合計値（　　　）変更前・変更後のシステム容量減少率（　　）％ |
| イ　パネル方位角について30度を超えない変更かつ傾斜角について10度を超えない変更 |
| パネル番号（　　　）パネル方位角　　　□30度を超えない変更（　　）度変更パネル方位角　　　□10度を超えない変更（　　）度変更 |
| パネル番号（　　　）パネル方位角　　　□30度を超えない変更（　　）度変更パネル方位角　　　□10度を超えない変更（　　）度変更 |

 |